

## 茨城県がん専門医療体制整備要綱

### 第1 目 的

この要綱は、茨城県総合がん対策推進計画に基づき、国が指定するがん診療連携拠点病院等と連携を図りながら、がんの専門的な医療の提供等を行う医療機関（以下「がん専門医療施設」という。）の整備に必要な事項を定め、茨城県におけるがん医療水準の向上を図るとともに、県民に安心かつ適切ながん医療を提供することを目的とする。

### 第2 がん専門医療体制と診療機能について

この要綱において、がん専門医療施設とは、茨城県が指定する茨城県地域がんセンター（以下「地域がんセンター」という。） 茨城県小児がん拠点病院（以下「小児がん拠点病院」という。）及び茨城県がん診療指定病院（以下「県指定病院」という。）とする。

#### 1 地域がんセンター

(1) 地域がんセンターは、茨城県がん専門医療施設整備要綱(平成2年6月19日施行)（以下「施設整備要綱」という。）に基づき、地域の難治がんの診断、集学的治療及び緩和ケアを提供する医療施設として、県民の利便性を考慮し、車で概ね1時間半以内で医療が受けられることを基本に整備した茨城県立中央病院・地域がんセンター、総合病院土浦協同病院・地域がんセンター、財団法人筑波メディカルセンター病院・地域がんセンター、株式会社日立製作所日立総合病院・地域がんセンターとする。

(2) 地域がんセンターが有する診療機能等は、別表1「がん専門医療施設の診療機能等」のとおりとする。

#### 2 小児がん拠点病院

(1) 小児がん拠点病院は、施設整備要綱に基づき整備した、特殊医療機関のうち、県内全域を対象に小児がんの専門的な診断、治療を行う県立こども病院とする。

(2) 小児がん拠点病院が有する診療機能等は、別表1「がん専門医療施設の診療機能等」のとおりとする。

#### 3 県指定病院

県指定病院は、別表2「茨城県がん診療指定病院の整備要件」を満たし、茨城県知事（以下「知事」という。）が指定した病院とする。

### 第3 県指定病院の指定について

1 知事は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院の中から、次の各号のうち、いずれかに該当し、県が定める県指定病院の要件を充足する病院を「県指定病院」として指定する。

(1) がん診療連携拠点病院と同等の診療機能を有する病院。

(2) 特定領域のがんについて、県内で顕著ながん診療の実績があり、高度ながん治療を提供している病院。

(3) がん診療連携拠点病院が未整備の保健医療圏にある病院。

#### 第4 指定の手続き等について

- 1 新たに指定を受けようとする病院の開設者は、「茨城県がん診療指定病院新規指定申請書」(様式第1号)及び別途定める現況報告書を知事に提出すること。
- 2 知事は、前項の申請があった場合、「茨城県総合がん対策推進会議」の意見を踏まえ、適当と認める病院を県指定病院として指定する。
- 3 知事は、指定を行った場合、「指定通知書」(様式第2号)及び「茨城県がん診療指定病院指定書」(様式第3号)により、開設者に対し、その旨通知する。また、前項に規定する会議の結果、指定が適当でないと判断された病院については、開設者に対し、その旨通知する。
- 4 県指定病院の指定期間は、原則として4年間とする。ただし、指定更新を妨げない。
- 5 県指定病院は、原則として毎年、別途定める「現況報告書」を知事に提出すること。
- 6 県指定病院は、指定更新を希望する場合、別途定める日までに、「茨城県がん診療指定病院指定更新申請書」(様式第4号)を知事に提出すること。
- 7 知事は、前項の申請があった場合、「茨城県総合がん対策推進会議」の意見を踏まえ、適当と認める病院を県指定病院として指定更新する。
- 8 知事は、指定更新を行った場合、「指定更新通知書」(様式第5号)及び「茨城県がん指定病院指定書」(様式第2号)により、開設者に対し、その旨通知する。
- 9 知事は、県指定病院が整備要件を満たさない等、指定病院として適切でないと判断されるとき、又は開設者から「茨城県がん診療指定病院指定取り消し申請書」(様式第6号)による申請があったときは、指定を取り消すことができる。

#### 付 則

この要綱は、平成21年2月2日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月28日から施行する。

別表1 がん専門医療施設の診療機能等

施設	診療機能等
<p>茨城県地域がんセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茨城県立中央病院</li> <li>・ 総合病院土浦協同病院</li> <li>・ 筑波メディカルセンター病院</li> <li>・ (株)日立製作所日立総合病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多臓器にまたがる難治がん、進行・再発といった様々ながんの治療を行うとともに、がん診療連携拠点病院等からの患者の受け入れを行うこと。</li> <li>・ 我が国に多いがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。以下同じ。）以外のがん（膵がん、子宮がん、前立腺がん、頭頸部がん、食道がん、膀胱がん、腎がん、造血器腫瘍等をいう。以下同じ。）のうち、複数のがんについて、手術、化学療法及び放射線療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケア（以下「集学的治療等」という。）を提供するとともに、各学会のガイドラインに準ずる標準的治療（以下「標準的治療」という。）等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。</li> <li>・ 「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」(平成26年1月10日付け健発0110第7号厚生労働省健康局長通知)の指定要件の医療機能を有すること。</li> </ul>
<p>茨城県小児がん拠点病院</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茨城県立こども病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小児悪性腫瘍の集学的治療等並びに標準的治療及び応用治療を提供すること。</li> <li>・ 医師、看護師、臨床心理に携わる者等を含めたチームによる早期からの緩和医療の提供体制を整備すること。</li> <li>・ 院内に相談支援機能を有する部門を設置し、院内外の患者、家族及び地域の医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。</li> </ul>

別表 2

茨城県がん診療指定病院の整備要件

区 分	
診 療 体 制	<p>診 療 機 能</p> <p>1 診療機能</p> <p>(1) 個別必須要件</p> <p>がん診療連携拠点病院と同等の診療機能を有する病院</p> <p>ア 我が国に多いがん、その他各医療機関が専門とするがんについて、集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。</p> <p>特定領域のがんについて、県内で顕著ながん診療の実績があり、高度ながん治療を提供している病院</p> <p>ア 専門とするがんについて、がん診療連携拠点病院と同等以上の高度な治療に取り組んでいること。</p> <p>イ 医療機関からの紹介患者の受け入れ及び患者の状態に適した地域の医療機関への逆紹介を行うこと。</p> <p>がん診療連携拠点病院が未整備の保健医療圏にある病院</p> <p>ア 我が国に多いがんについて、集学的治療等や標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。</p> <p>イ 我が国に多いがんのうち、集学的治療等や標準的治療の提供ができないがんについては、がん診療連携拠点病院等との連携により対応できる体制を有すること。</p> <p>(2) 共通必須要件</p> <p>クリティカルパス（検査及び治療等を含めた詳細な診療計画表をいう。）を整備すること。</p> <p>我が国に多いがんについて、セカンドオピニオンを提示する機能を持つが、又は施設間連携によって対応できる体制を有すること。</p> <p>緩和ケアの提供体制は次のとおりとする。</p> <p>ア 医師、看護師、臨床心理に携わる者等を構成員とする緩和ケアチームを整備し、がん患者に対し適切な緩和ケアを提供すること。当該提供体制には、一般病棟におけるチーム医療の一部として緩和ケアを提供できる体制を含むこと。また、当該チームによる緩和ケアが対象患者が退院した後も必要に応じて外来等において継続される体制を整備すること。</p> <p>イ かかりつけ医の協力・連携を得て、主治医及び看護師がアに規定する緩和ケアチームと供に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。</p> <p>ウ 緩和ケアに関する要請及び相談に関する受付窓口を設けるなど、地域の医療機関及び在宅療養支援診療所等との連携協力体制を整備すること。</p> <p>地域医療機関への診療支援や病病連携・病診連携の体制は次のとおりとする。</p> <p>ア 地域の医療機関からの紹介患者の受け入れ、及び患者の状態に適した地域の医療機関への逆紹介を行うこと。</p> <p>イ 指定病院内外の医師が相互に症例相談・診療依頼等（病理診断、画像診断、抗がん剤や手術適応等に関する相談を含む）を行う連携体制を整備すること。</p> <p>ウ 地域の医療機関の求めに応じて、がん患者に対する共同診療計画の作成等に関する支援を行うこと。</p>

2 診療従事者

(1) 専門的ながん医療に携わる医師の配置

個別必須要件

ア がん診療連携拠点病院と同等の診療機能を有する病院及び特定領域のがんについて、県内で顕著ながん診療の実績があり、高度ながん治療を提供している病院

(ア) 化学療法に関する専門的知識を有する医師を1人以上配置すること。

(イ) 病理診断医を1人以上配置すること。

(ウ) 放射線診断・治療に関する専門的知識を有する医師を1人以上配置すること。

イ がん診療連携拠点病院が未整備の保健医療圏にある病院

(ア) 化学療法に関する専門的知識を有する医師を1人以上配置するか、又は他の医療機関から協力が得られる体制を確保すること。

(イ) 病理診断医を1人以上配置するか、又は他の医療機関から協力が得られる体制を確保すること。

(ウ) 放射線診断・治療に関する専門的知識を有する医師を1人以上配置するか、又は他の医療機関から協力が得られる体制を確保すること。

望ましい要件

ア 複数診療科の医師間における情報交換・連携の確保を恒常的に推進する観点から、各診療科を包含する医師控え室等を設置することが望ましい。

(2) 専門的ながん医療に携わるコメディカルスタッフの配置

個別必須要件

ア がん診療連携拠点病院と同等の診療機能を有する病院及び特定領域のがんについて、県内で顕著ながん診療の実績があり、高度ながん治療を提供している病院

(ア) 放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1名以上配置すること。

(イ) 化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。

(ウ) 緩和ケアチームに緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。

イ がん診療連携拠点病院が未整備の保健医療圏にある病院

(ア) 化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。

(イ) 緩和ケアチームに緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。

共通必須要件

ア 全ての医療スタッフがその診療能力を十分発揮できる勤務環境が整備されていること。

イ 県指定病院の長は、専門的ながん医療に携わる医師の専門性や活動実績等を定期的に評価し、改善すること。なお、評価に当たっては、紹介患者数、逆紹介患者数、手術件数、抗がん剤治療件数(入院・外来)、放射線治療件数(入院・外来)、論文発表実績、研修会・日常診療等の機会を通じた指導実績、研修会・学会等への参加実績を参考にすること。

望ましい要件

ア 緩和ケアチームに医療心理に携わる専任者を1人以上配置することが望ましい。

医療施設	<p>3 医療施設</p> <p>(1) 個別必須要件</p> <p>がん診療連携拠点病院と同等の診療機能を有する病院</p> <p>ア 放射線治療に関する機器を設置すること。ただし、当該機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。</p> <p>イ 外来化学療法室を設置すること。</p> <p>ウ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌病室を設置すること。</p> <p>特定領域のがんについて、県内で顕著ながん診療の実績があり、高度ながん治療を提供している病院</p> <p>ア 放射線治療に関する機器を設置すること。ただし、当該機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。</p> <p>がん診療連携拠点病院が未整備の保健医療圏にある病院</p> <p>ア 外来化学療法室を設置すること。</p> <p>(2) 共通必須要件</p> <p>禁煙対策の推進</p> <p>ア 敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。</p> <p>(3) 望ましい要件</p> <p>放射線治療を専門とする分野に掲げる場合は、放射線治療装置の操作・保守に精通した者が配置されているか、又は他の医療機関から協力が得られる体制を整えていることが望ましい。</p> <p>集中治療室が設置されていることが望ましい。</p>
研修体制	<p>4 研修体制</p> <p>(1) 共通必須要件</p> <p>主に地域のかかりつけ医等を対象とした、早期診断、緩和医療等に関する研修を実施すること。なお、研修対象者の募集・選定に当たっては、医療機関間の格差の是正に配慮すること。</p> <p>指定病院内外の講師による地域の医療機関等の医療従事者も参加する合同カンファレンスを定期的を開催すること。</p>
情報提供体制	<p>5 相談支援部門の設置</p> <p>(1) 共通必須要件</p> <p>指定病院内に相談支援機能を有する部門（相談支援センター等）を設置すること。</p> <p>なお、名称については、がん医療に関する相談支援を行うことが分かる名称を用いること。当該部門の体制は次の通りとする。</p> <p>ア 当該部門に専任者を1名以上配置すること。</p> <p>イ 当該部門は、指定病院内外の医療従事者の協力を得て、当該病院内外の患者、家族及び地域の医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。</p> <p>また、相談支援に関し、十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。</p> <p>相談支援センターの業務は、次の通りとする。</p> <p>ア がんの病態、標準的な治療法等がん診療及びがんの予防・早期発見等に関する一般的な情報の提供</p> <p>イ 診療機能、入院・外来の待ち時間及び医療従事者の専門とする分野・経歴など、地域の医療機関及び医療従事者に関する情報の収集、提供</p> <p>ウ セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介</p> <p>エ がん患者の療養上の相談</p> <p>オ 地域の医療機関及び医療従事者等におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する</p>

	<p>る情報の収集、提供</p> <p>カ その他相談支援に関すること</p> <p>我が国に多いがん以外のがんについて、集学的治療及び各学会のガイドラインに準ずる標準的治療並びに応用治療を行っている場合は、その疾患名等を広報すること。</p> <p>臨床研究等を行っている場合は、次の事項を実施すること。</p> <p>ア 進行中の臨床研究の概要及び過去の臨床研究の成果を広報すること。</p> <p>イ 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報するよう務めること。</p> <p>国が定める標準登録様式に基づく院内がん登録を実施すること。また、当該院内がん登録を活用することにより、県が行う地域がん登録事業に積極的に協力すること。</p>
<p>県 等 に 対 す る 協 力</p>	<p>6 県等に対する協力</p> <p>(1) 共通必須要件</p> <p>県やがん診療連携拠点病院が実施するがん医療水準の向上等に向けた取り組みに協力すること。</p>